

平成24年第4回
利根町議会定例会会議録 第5号

平成24年12月10日 午前10時開議

1. 出席議員

| | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 新井邦弘君 | 8番 | 井原正光君 |
| 2番 | 花嶋美清雄君 | 9番 | 今井利和君 |
| 3番 | 船川京子君 | 10番 | 若泉昌寿君 |
| 5番 | 守谷貞明君 | 11番 | 白旗修君 |
| 6番 | 坂本啓次君 | 12番 | 五十嵐辰雄君 |
| 7番 | 高橋一男君 | | |

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

| | |
|-----------------|-------|
| 町長 | 遠山務君 |
| 総務課長 | 師岡昌巳君 |
| 企画財政課長 | 秋山幸男君 |
| まちづくり推進課長 | 高野光司君 |
| 税務課長 | 坂本隆雄君 |
| 住民課長 | 木村克美君 |
| 福祉課長 | 石塚稔君 |
| 保健福祉センター所長 | 岩戸友広君 |
| 環境対策課長 | 蓮沼均君 |
| 保険年金課長兼国保診療所事務長 | 鬼澤俊一君 |
| 経済課長 | 矢口功君 |
| 都市建設課長 | 飯塚正夫君 |
| 会計課長 | 菅田哲夫君 |
| 教育長 | 伊藤孝生君 |
| 学校教育課長 | 福田茂君 |
| 生涯学習課長 | 石井博美君 |

1. 職務のため出席した者の氏名

| | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 酒 井 賢 治 |
| 書 | 雑 賀 正 幸 |
| 書 | 飯 田 江 理 子 |

1. 議事日程

議 事 日 程 第 5 号

平成24年12月10日(月曜日)

午前10時開議

- 日程第1 議案第62号 平成24年度利根町一般会計補正予算(第6号)の専決処分について
- 日程第2 議案第63号 平成24年度利根町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第3 議案第64号 平成24年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第4 議案第65号 平成24年度利根町営霊園事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第66号 平成24年度利根町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第67号 平成24年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第68号 財産の取得について
- 日程第8 議案第69号 利根町教育委員会委員の任命について
- 日程第9 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第10 請願第4号 空き家等適正管理条例の制定を求める請願
- 日程第11 請願第5号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第12 利根町農業委員会委員の推薦について
- 日程第13 常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第62号
- 日程第2 議案第63号
- 日程第3 議案第64号
- 日程第4 議案第65号
- 日程第5 議案第66号
- 日程第6 議案第67号
- 日程第7 議案第68号

- 日程第 8 議案第 69 号
日程第 9 諮問第 2 号
日程第 10 請願第 4 号
日程第 11 請願第 5 号
日程第 12 利根町農業委員会委員の推薦について
日程第 13 常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件
日程第 14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
-

午前 10 時 00 分開議

議長（五十嵐辰雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 10 名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議長（五十嵐辰雄君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

各常任委員会委員長から委員会審査報告書が提出されております。その写しをお手元に配付してあります。

ここで申し上げます。

ただいま守谷貞明議員が、今のところ欠席でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第 1、議案第 62 号 平成 24 年度利根町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分についてを議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第 62 号 平成 24 年度利根町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分につ

いてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり承認することに決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第2、議案第63号 平成24年度利根町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

10番若泉昌寿君。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

10番（若泉昌寿君） おはようございます。3点ほど質疑をさせていただきます。

まず、6ページの消防施設の件に対して、それと11ページの一般管理費の防犯対策事業の内容を後で詳しくお願いしたいと思います。さらに14ページの農業振興費の中の農産物放射能測定事業ということですが、大豆放射性物質検査協力者謝礼ということで、この3点を詳しく順を追っていきます。

まず、6ページの地方債の方ですが、これは6分団という説明を聞いております。この6分団の消防車購入に対して、まず1点は耐用年数というのが大体ありますね。今回は耐用年数が過ぎて買うのか、それとも消防自動車そのものが故障とかそういうことがあって買うのか、それが1点。

さらにもう1点、今はどこの分団でも団員の数が少なくなって大変困っております。そういう状況でございますが、6分団に関しては団員の定数はないにしても確保の方はどうか、その2点について質問させていただきます。

11ページは防犯対策事業費ですが、これは詳しく説明がなかったと思うので、改めて説明をお願いしたいと思います。

それと、14ページの大豆放射性物質検査協力者謝礼3万6,000円ですが、金額は大したことではないのですが、ここのところ利根町を見ても大豆をつくっているような、そういう状況がちょっと私は見当たらないのかなと思うのですが、つくっている人がいるからこういうことが補正予算としてあらわれているのでしょうか、どのくらいの畝歩をつくっているのか。

またもう一つ、以前は麦の作付というのが結構ありましたけれども、今は飼料米という制度ができて、麦の方はほとんどないような感じなのですが、麦の方はつくっているのか、つくっていないのか、それをちょっとお願いしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長師岡昌巳君。

〔総務課長師岡昌巳君登壇〕

総務課長（師岡昌巳君） それではお答えいたします。

初めに、消防施設整備事業の地方債補正の件でございますが、当初起債で1,530万円借りるということございましたが、市町村防災対策事業交付金が交付されまして、そちらで充当するというので、この補正をしてございます。

それから、この消防自動車でございますが、耐用年数ということではございませんが、初年度登録から数えまして大分年数が経過しているものにつきまして、町の5カ年整備計画の中で買いかえるということを計画しております。

平成12年度までは15年更新で取りかえるという計画でございましたが、平成13年度から見直しを行いまして、20年更新で買いかえるということでございます。

今回の第6分団の消防ポンプ自動車につきましては、初年度登録が平成2年の3月ということで、平成25年3月を迎えますと丸23年ということでございます。走行距離につきましてはそれほどではないのですが、年数がたっているということで買いかえるということでございます。

続きまして、11ページの防犯対策事業でございますが、これは防犯灯の光熱水費でございまして、当初の予定では月額約26万円で半年分の予算と、それから、10月からLEDに交換するというので、そこからは月額14万7,000円の予算半年分で当初予算を組みましたが、不調とかございまして契約がおくれまして、それと、現在10月分の請求等が32万円ということで毎月電気料が値上がりしているということで、今回、電気料の値上げでございます。

2カ月分のおくれと、あと、月額にして6万円ほど現在の防犯灯の電気代が値上げされているということで、3月までこれでは足りないということで値上げ分等を補正ということでお願いしてございます。

議長（五十嵐辰雄君） 経済課長矢口 功君。

経済課長（矢口 功君） それでは、農作物放射能測定事業の中の報償費、大豆放射性物質検査協力謝礼ということの、まず内容でございますけれども、この謝金につきましては、去る9月の定例議会の際にも、平成24年産米の米検査に伴いまして検査サンプルを提供していただきました方に謝礼金を議決していただいたところでございますけれども、今般、平成24年産の大豆につきましても、同様に放射性物質の検査を実施するという事になったことに伴いましての謝金でございまして、これは米と同様でございまして、旧市町村単位で出荷前の収穫、乾燥段階の放射性物質の測定を行うものでございます。

これは、旧市町村4地区あるわけでございますけれども、1地区当たり3検体、町内計12カ所からサンプル大豆約2キログラムを提供いただきまして、1検体当たり3,000円、計3万6,000円の支給をしたいものでございます。

それで、ご質問の生産者でございますけれども、今年産は4地区で162軒の方が作付をし

てございまして、面積でいいますと約23町歩でございます。

それと、麦の作付者がいるかということですが、先ほど若泉議員ご指摘されましたように、戸別所得補償制度になる旧制度の中では、利根町の場合かなりの面積の麦作の作付をしてございましたけれども、現在の戸別所得補償制度になりましてからは、現時点では麦の作付者はございません。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） まず消防の方の件ですが、先ほどの説明で、既に23年使用されているということで買いかえるということですね。それで、今回6分団の消防自動車を23年使っているわけですが、そのほか23年に近いような分団の消防車はどこどこがあるのかお伺いしたいと思います。

それと、先ほど私、6分団の消防自動車を購入するに当たって、6分団の団員の方はどうなのかということも質問したのですが、それは答弁漏れになっていますので、もしわかりましたら今の団員の状況をちょっと答弁をお願いしたいと思います。

それから、防犯対策事業でございますが、これはわかりましたので結構です。

それから、大豆の方、23ヘクタールの作付で62軒の方がつくっているということですが、主にどちらの地域の方でつくっているのか、答弁をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（五十嵐辰雄君） 若泉議員に申し上げます。質疑につきましては、あくまでも補正予算の範囲でございます。ですから、それを超えることは質疑に入っておりませんので申しておきます。

10番（若泉昌寿君） はい、わかりました。結構です。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長師岡昌巳君。

総務課長（師岡昌巳君） それではお答えいたします。

同じく消防ポンプ自動車ですが、平成2年の初年度登録がやはり第7分団、それから、平成3年の登録が第1分団、それと平成4年の登録が第4分団、このように20年を経過する自動車ポンプの方がこのところ続いているということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 経済課長矢口 功君。

経済課長（矢口 功君） 先ほど162軒の耕作者がいる旨の答弁をいたしましたけれども、地区ごとの軒数を申し上げますと、文地区が41軒、布川地区が30軒、文間地区が27軒、東文間地区が64軒ということで、東文間の地域での作付が8町歩ございますので、主に自家消費の方が多いと思われまますけれども、東文間地区が多い状況でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 先ほど私、矢口経済課長に、軒数が62軒と聞いたような感じなのですが、今の数ですとそれ以上になっているのですけれども、全体の62軒というのは私の聞き間違いですね。それで間違いなければ結構です。

それと、消防自動車ポンプの方ですが、今、総務課長のお話ですと、今回買う6分団の消防車に匹敵して23年、22年と、そのような長い間使っている消防自動車が今現在あるわけですね。ですから、これからも年次買いかえていかなければいけないのかなと思いますけれども、またこれ議長にとめられるかどうかわかりませんが、もし答えられれば答えてください。

これから、まだ25年、26年と買いかえていくのか、そういう計画があるのか、答弁できましたらお願いします。

それで私の質問を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長師岡昌巳君。

総務課長（師岡昌巳君） 先ほど申しましたように、5カ年の事業計画では、総務課より提出しておりますので、予防はしていきたいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 経済課長矢口 功君。

経済課長（矢口 功君） 先ほどの答弁の中でも申したつもりなのですが、耕作者数は162軒です。162軒の23町歩ということです。よろしくをお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 質疑ありませんか。

11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 私はこの13ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目4環境衛生費の1,912万5,000円が減額されているわけですが、これはたしか6月の補正で4,000万円の詳細調査委託料を計上した、その余りではないかと思いますが、6月の補正予算では約4,000万円だったと思うのです。ですから、相当約半分ぐらい使わないで済んだということですが、それはそれで結構ですが、その見積もりの立て方がどうなのか、余りにも大きな戻しになっているのではないかと、どういう見積もりをしたか、また結果、どういう調査をして実績の金額が幾つ、何があったのか、これをお伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 環境対策課長蓮沼 均君。

環境対策課長（蓮沼 均君） 白旗議員のご質問にお答えします。

まず、当初6月補正で約4,000万円の補正をさせていただきました。その見積もりですが、今回除染をしたという業者の方に見積もりをつくっていただきました。それで4,000万円ということで予算を組んだわけでございます。

それと、どのような予算というか除染をしたのか、除染というかモニタリングですね、この予算でモニタリングをしたかといいますと、利根町の方は35の施設で放射線のモニタリングをするということで予算を組みました。それで、8月中旬よりモニタリングを行ったわけですが、33カ所のモニタリング調査をしまして、その結果によりまして除染を24カ所するというので、今、環境省の方へ除染の申請書をしているところでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 35カ所の予定が33カ所になったのはわかっておりますが、そもそも見積もりをしてもらったところに調査をお願いしていますけれども、もともとの見積もりというのは、いわゆる合い見積もりといいますが、競争入札的なことはやらなかったのか、あるいはできなかったのか。

それから、35カ所が33カ所と2カ所減って、実際の金額というのが半分しか使っていないと。結構なことなのですが、余りにも見積もりの数字がずさんだったのではないかと。もう少し町としてどのような見積もりの査定をされたのか、そういうのをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 環境対策課長蓮沼 均君。

環境対策課長（蓮沼 均君） ご質問にお答えいたします。

35カ所というのは、施設を選びまして、今回8月から9月中旬まで図ったのが33カ所でございます、あと2カ所は来年の1月中旬に2カ所、利根緑地公園と上曽根運動公園をはかります。

それで、その見積もりですけれども、4,000万円が2,000万円になってしまった、予算の約半分で今回除染モニタリング調査ができたということでございますが、こちらの予算を組むときにも、余り除染のそういう見積もりをする業者というのが、今まで見積もりというか、除染をした業者というのは少ないのです。それで、うちの方に営業に来ている、そういう業者の方である程度ピックアップしまして、それで行政の方で積算できればいいのですけれども、何分初めてのこういう放射線の汚染されたということで、積算ができないような状態でしたので、とりあえず積算ができる業者を選びまして予算を組んだところ、ちょっと額が、入札に比べて予算の方は多くなってしまったのですけれども、その辺は行政としても反省する点だと思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 線量測定などというのは、日本の歴史始まって以来、こういう大規模なのは初めてなので、そういう業者が余りいないというのもよくわかりますけれども、もうちょっと努力して二、三社合い見積もりをするみたいなことをすれば、もう少し正確な見積もりができたのではないかと思います、一生懸命探してもそういう業者はなかったということですか、それとも時間が迫っていたからとりあえず1社で見積もったと、こういうことなのでしょう。

議長（五十嵐辰雄君） 環境対策課長蓮沼 均君。

環境対策課長（蓮沼 均君） 当時の6月の定例議会に出すまでに、ある程度の業者の方にお電話したりしたのですけれども、なかなかそういう積算ができる業者がいなかったと、その後、入札では7社ほど指名はしたのですけれども、それなりに企業努力ということで半分の値段、予算というか、入札でできたという状態になるわけですけれども、やはり当初予算をつくる時には1社ぐらいしかできるようところがなかったという状態で

ございます。

議長（五十嵐辰雄君） 質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第63号 平成24年度利根町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第3、議案第64号 平成24年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第64号 平成24年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第4、議案第65号 平成24年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第65号 平成24年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第5、議案第66号 平成24年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第66号 平成24年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第6、議案第67号 平成24年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第67号 平成24年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

ただいま守谷貞明議員が入場いたしました。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、日程第7、議案第68号 財産の取得についてを議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第68号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第8、議案第69号 利根町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第69号 利根町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第69号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第9、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これから本件に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本件は、村井 守氏が適任であると答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、諮問第2号は、村井 守氏が適任であると答申することに決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第10、請願第4号 空き家等適正管理条例の制定を求める請願を議題とします。

本件について総務産業建設常任委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。
総務産業建設常任委員長井原正光君。

〔総務産業建設常任委員会委員長井原正光君登壇〕

総務産業建設常任委員会委員長（井原正光君） おはようございます。それでは、総務産業建設常任委員会から報告をいたしたいと思います。

お手元にある請願審査報告書に基づいて報告させていただきます。

平成24年12月10日

利根町議会議長五十嵐辰雄様

総務産業建設常任委員会
委員長 井原正光

請願審査報告書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

受理番号 4

付託年月日 平成24年12月4日

件名 空き家等適正管理条例の制定を求める請願

審査の結果 一部採択

条例概要1、2は採択。条例概要3は不採択。

それで、条例概要3の不採択の部分ですけれども、その部分については次のように書かれています。「2項で管理不全と認めた場合は、行政が当該空き地・空き家の所有者に勧告を行い、勧告に応じない所有者に対して行政代執行を行い、住民の安全確保と生活環境の保全に努める」という文言でございます。

ご承知のように、この代執行によりますのは別に行政代執行法等がございまして、その中の行政代執行法第2条には次のように書かれています。「法律（法律の委任に基づく命

令、規則及び条例を含む。以下同じ。)により直接に命ぜられ、又は法律に基づく行政庁に命ぜられた行為(他人が代わってなすことのできる行為に限る。)について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる」というものでございます。

この代執行等についてちょっと申しますけれども、代執行の手続は四つの項目からなっております。まずは文書での戒告、2番目は代執行令書による通知、それから、3番目が執行、4番目が費用の徴収という、この四つの手続がなされるわけでございます。

中でも問題となったのは、今申し上げました1から3の執行までの部分について、日数と人件費を要する。非常に時間が長いということ、もう一つは、4番目の費用の徴収についてでございますが、これが今まで執行なされた自治体の例を見ますと、代執行費用が非常にかさんでおりますけれども、そのうちの回収がほとんどなされていない。例えば古い家を壊すのに何百万円とかかりますけれども、実際に回収されたのは何十万円とか、何万円とか、そういう非常に金額が少ないことから、当町においてはまだちょっと財政上からなじまないものであると当委員会では結論づけたものでございます。

それから、賛成の部分についてもちょっと申し上げますけれども、1の部分をもっと読み上げますが、1は「町民は、生活環境の保全に支障をきたしている「空き地・空き家」例えば倒壊による身体又は財産に被害を受ける恐れがある。火災や不審者の侵入等による犯罪誘発の危険がある。樹木植栽等の繁茂により、交通及び住環境の障害になっている等。」については、すべて委員会としては条例に組み入れることに賛成をしたものでございます。

この1の細かい三つにつきましては、これは町民の行政への情報の提供によるものでございまして、これは町民の責務を条例の中に入れてくれと、我々はこのように情報を提供するから、行政は動いてくださいよというものを組み入れてくださいという条文かと思えます。

次の大きな2ですが、「1項の通知を受理した時、町長の責任で直ちに調査を行う」ということで、町民が情報を提供したならば、行政は直ちにその実態調査に入るよということがこの2項で言われているのかと思えます。

そういうことでございまして、我々はこの1、2については全員、条例の概要に組み入れていいよということで採択いたしましたものでございます。

ただ、この中で委員からお話が出たのは、町民の責務と町の実地調査をするということですが、この間に、ではその所有者はどうするのか、所有者の責務がないということで、条例の制定に当たっては所有者の、管理する者に対する何らかの文言が必要ですよということの意見も出ました。

それから、最後の今言った不採択の部分にかわるものとして、町は助言、指導、勧告、またはその者の氏名を公表するというので、それぐらいでひとつ所有者の関係を求めるというようなことにとどめた次第でございます。

一応、そういったことで当委員会としては一部採択ということになったわけでございます。

執行部におかれましては、このことを踏まえて速やかに専門的な立場から内容を再検討いただきまして、条例の速やかな制定を当委員会としては望むものでございます。

以上、報告といたします。

議長（五十嵐辰雄君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、採択に反対者の発言を許します。

次に、採択に賛成者の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、請願第4号 空き家等適正管理条例の制定を求める請願を採決します。

請願第4号に対する委員長報告は一部採択です。したがって、本請願については条例概要項目別に採決します。

お諮りします。

まず、請願第4号のうち条例概要1の部分の採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、請願第4号のうち条例概要1の部分は採択することに決定しました。

次に、請願第4号のうち条例概要2の部分の採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、請願第4号のうち条例概要2の部分は採択することに決定しました。

次に、請願第4号のうち条例概要3の部分の採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立少数です。したがって、請願第4号のうち条例概要3の部分は不採択とすることに決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第11、請願第5号 教育予算の拡充を求める請願を議題とします。

本件について、厚生文教常任委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。
厚生文教常任委員長今井利和君。

〔厚生文教常任委員会委員長今井利和君登壇〕

厚生文教常任委員会委員長（今井利和君） それでは、平成24年12月4日付厚生文教常任委員会に付託された案件は、請願第5号 教育予算の拡充を求める請願です。

12月7日午後2時30分より厚生文教常任委員会を開会しました。厚生文教常任委員会の委員、花嶋副委員長、五十嵐委員、白旗委員、船川委員、私今井の全員出席のもと慎重なる審査をいたしました。

採決の結果、請願第5号は賛成多数により採択に決定しました。

事務調査の内容について、会議規則第77条の規定によりご報告いたします。

参考資料として、「少人数学級のメリット」「いま、学校現場でおきていること」「1クラス当たりの児童生徒数国際比較、保護者が望む1クラス当たりの児童生徒数」「正規教員の増員で対応を！非正規教員の割合の推移」「教員の多忙化についての保護者の意識」に示されている内容。これは、教育関係団体連絡会が発行したチラシです。

「利根町内の小中学校の児童数の現状」、その資料では30人以下学級については、これに該当する学級では、小学校では六つの学年、中学校のすべての3学年のデータが書いてありました。

全国町村教育長会の要望事項を提出して意見を交換しました。

少人数学級編制についての議員の意見として、少人数学級を推進する。10人から20人学級の方が指導しやすいのでは。少人数学級の方が目が行き届くのでいじめなどの問題を見つけやすい。教員は生徒一人一人に接する時間が多くなる。

意見として、極端な少人数学級編制では競争心が薄れ、学力向上につながらないのでは。効果が少なくなる。少人数学級は30人くらいがよいのでは。

意見としては、文部科学省では今後の少人数学級が示されている。教室不足に陥るのでは。

次に質疑では、少人数学級の推進についての問いに、茨城県教員組合、これまで少人数学級を拡大させる取り組みを進めてきました。これまでの運動により小学1、2年生の35人以下学級は実現しましたが、小学校3年生より中学3年生までのすべての学年が35人以下学級になっておらず、35人を超える学級は県内にもたくさんあります。国も推進の動きを見せ、文部科学省からはオーケーが出ましたが、予算の関係で財務省でとまっている状

況です。小中学すべての学年では30人以下学級を目指しておりますが、当面は35人以下学級を推進したいと思っております。現状や少人数のメリットについては、資料を見てくださいということです。

義務教育費国庫負担制度とはの問いに、教職員の給与は義務教育費国庫負担制度により国が3分の1を、茨城県と地方自治体が3の2を負担しています。国が給与を負担することにより、地方の財政にかかわりなく、全国どこでも教職員の数を一定に保ち、教育の質を保障するためにつくられている制度です。などの意見、質疑がなされました。

その後、意見もなく採決することを諮ったところ、異議なしの声があり、採決の結果、請願第5号は賛成多数により採択となりました。

以上で報告を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、採択に反対者の発言を許します。

次に、採択に賛成者の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、請願第5号 教育予算の拡充を求める請願を採決します。

請願第5号に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

請願第5号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立多数です。したがって、請願第5号は採択することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前11時10分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第12、利根町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

本件は、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者4名以内を推薦するものです。

お諮りします。

議会推薦の農業委員については、全員協議会で検討したとおり2名を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員を2名とすることに決定しました。

お諮りします。

推薦の方法については指名推選によることとし、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

議会推薦の農業委員に、利根町大字羽中1035番地、小倉美代子さん、利根町大字押戸1214番地、関 栄子さんを指名します。

まず、小倉美代子さんを推進することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、小倉美代子さんを農業委員に推薦することに決定しました。

次に、関 栄子さんを推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、関 栄子さんを農業委員に推薦することに決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第13、常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） ここで冠水対策特別委員長及びメガソーラー事業誘致検討特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があります。

まず、冠水対策特別委員長井原正光君。

〔冠水対策特別委員会委員長井原正光君登壇〕

冠水対策特別委員会委員長（井原正光君） それでは、冠水対策特別委員会の方から報告を申し上げます。

冠水対策特別委員会から、これまでの取り組みについてご報告を申し上げます。

当委員会は町全域を通じて冠水被害に強いまちづくりを目指し、その具体的対策の調査、研究と実現を図るため、平成23年9月15日に開催されました定例議会において設置され、今日まで活動を続けてまいりました。これまでに6回の委員会を開催いたしまして、大雨による被害に遭った宅地、田畑等町内の現地調査を行い、被害状況等の検証や今後の対策について検討してまいりました。

その結果を踏まえ、本年8月30日、竜ヶ崎工事事務所所長に新利根川河川改修の早期整備実施を要望してまいりました。この要望を実現させるためには、行政と議会が県の動向を注視していく必要がございます。

さて、今後の課題や要望について次のとおり報告をいたします。

まず、一つといたしましては、水路の管理について、町や改良区がすべて対応することは現実的には困難であります。そのため管理や運用については、地域の実情を熟知する住民との協働が必要不可欠であり、防災において重要な自助・共助・公助を踏まえた対策を進める必要があります。

一つといたしまして、道路、水路の改修計画につきましては、社会状況の変化に対応した見直しを行い、整備推進に努めることが重要であります。雨水を改良する機能を補完するため、公園等を利用した貯留施設の充実、浸透性舗装の実施を検討する必要があります。

一つといたしまして、町内を流れる1級河川について、町は直接の権限を有していませ

んが、冠水の発生原因を減じるための施策実施や良好な運用等を要望していかなければなりません。河川は一つの市や町だけでない広範囲な流域を有するため、被害を受ける可能性がある流域市町や関係機関との連携及び水系全体を考慮した広域的な取り組みも必要であります。その実施について今後も要望していかなければならないと考えます。

以上、これまでの経過と結果についてご報告申し上げます。

町民の皆さんが安心して安全に暮らせるまちづくり、冠水被害等がなくなることを切望いたしまして、冠水対策特別委員会の報告といたします。

この報告をもって当委員会の調査を終了するものでございます。

この冠水対策特別委員会につきましては、町民の皆様、また関係者の皆様、そして委員の皆様の大変なご苦勞とご協力があったことを申し添えます。ありがとうございました。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、メガソーラー事業誘致検討特別委員長井原正光君。

〔メガソーラー事業誘致検討特別委員長井原正光君登壇〕

メガソーラー事業誘致検討特別委員長（井原正光君） それでは、メガソーラー事業誘致検討特別委員会の調査結果についてご報告を申し上げます。

当委員会は、利根町立木4534の1の町有地にメガソーラー事業を誘致することの妥当性を検討するため、平成24年9月14日に開催されました定例議会において設置され、活動を続けてまいりました。

この間、7回にわたって委員会を開催いたしまして、検討を重ねる中で、それぞれ2名の委員の方から次のような反対、賛成の意見がございました。

まず、反対の意見でございますが、土地の賃貸料が安い上に契約期間が長い。仮に当該地の賃貸料平米当たり170円として20年間貸し出した場合、現在の相場からすると町への収入が少な過ぎる。賃貸料平米当たり150円というところもありまして、町としては少なくとも賃貸料を平米300円ぐらいに貸し出す交渉努力が必要である。そのような反対意見でございます。

もう一つは、当該地を貸し出した場合、土地利用にむだがある。当初の計画どおり3.8ヘクタールといたし、残りの土地については今後有効利用を検討するべきだ。また、町が説明する雇用の創出にはつながらない。したがって、町の活性化にもつながらないということでございます。

もう一つは、他のメガソーラー事業予定地に比べ土地の賃貸料が安過ぎる。これは前段に申したのと同じ意見でございますが、それと町の財産を貸し出すに当たり、同様の事例として比較検討する等の市場調査を行っており、町は一日も早く土地を貸し出し、お金が入ってくればいいという安易な考えで町の調査が不足しているというような反対意見でございます。

また、議会に対しましても説明が足りない。資料が不足している等のことでの反対意見でございます。

賛成意見といたしましては、やはり2人からございました。

町が誘致しようとしているメガソーラー事業は、稼働すれば1年間で約1,000万円の歳入が見込め、町にとってはプラスである。今後半年、1年の間にこのような事業者が見込まれるのなら反対もわかるが、これまでの現状を見れば誘致に賛成であるというような賛成の意見です。

もう1点意見がございます。町から一方的に土地単価を提示した場合、果たして業者はその価格を受け入れるのか、結果、計画が白紙になりかねない。業者が提示する価格に不満はあるが、有効に利用するためには妥協が必要だと、そのような賛成の意見でございます。

このように、今回のメガソーラー事業誘致については、何らかの不満の意見があり、全面的に賛成する委員はなく、町の将来、つまり財政面を考慮しての賛成という意見でございます。

当委員会といたしましては、町の意向に沿うメガソーラー事業誘致要件といたしまして、平米当たりの単価を高く、現在考えている平米当たりの単価よりも高く契約すること、また、もう一つは、敷地は全敷地でなくて、全面積でなくて、当初計画した必要なスペースのみを貸し出すこと、これらの条件が折り合わないときは改めて検討することを申し上げて、起立採決の結果、賛成多数でメガソーラー事業を誘致することに決定いたしました。

以上、報告をいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 報告が終わりました。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、組合・企業団議員から組合・企業団議会の報告について発言を求められておりますので、これを許します。

まず、龍ヶ崎地方塵芥処理組合議員今井利和君。

〔龍ヶ崎地方塵芥処理組合議員今井利和君登壇〕

龍ヶ崎地方塵芥処理組合議員（今井利和君） 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の議会報告を申し上げます。

平成24年11月29日、平成24年第2回龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会定例会が開催され、提出議案は原案のとおり可決されました。

議案第1号は、平成23年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額が24億6,649万3,237円、歳出総額が23億8,685万4,687円で、歳入歳出差引額並びに実質収支額は7,963万8,550円となり、単年度収支は1,382万7,686円の赤字、実質単年度収支については4,485万4,382円の黒字となりました。

歳入の主なものは構成市町の分担金で、収入済額20億9,053万7,000円、前年度と比較して2,528万9,000円、1.2%の減額となっています。

議案第2号は、平成24年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計補正予算(第2号)で、補正の内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,778万2,000円を追加し、予算総額を22億4,807万1,000円としたものです。

損害賠償等請求事件に係る弁護士費用を支払うための予算措置をしたものです。

議案第3号は、平成25年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合構成市町の分賦金割合についてで、平成25年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合構成市町の分賦金については、前年度と同様に協定書等に基づく割合で定めたものです。

報告第1号は専決処分の承認を求めることについてです。平成23年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計補正予算(第4号)で、補正の内容は、歳入歳出それぞれ355万9,000円を追加し、予算総額を24億2,972万3,000円としたものです。

歳入については衛生費国庫補助金で、東日本大震災にかかわる廃棄物処理施設災害復旧費355万9,000円で、3市町分の財政調整基金へ積み立てを行ったものです。

報告第2号は専決処分の承認を求めることについて、平成23年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計補正予算(第5号)で、補正の内容は、歳入歳出それぞれ340万6,000円を追加し、予算総額を24億3,312万9,000円としたものです。衛生費委託金で340万6,000円を3市町分の財政調整基金へ積み立てを行ったものです。

報告第3号は、専決処分の承認を求めることについてです。平成24年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計補正予算(第1号)で、補正の内容は、歳入歳出それぞれ551万5,000円を追加し、予算総額を22億1,028万9,000円としたものです。

歳入については繰越金551万5,000円を計上し、ダスト固化物埋め立て工事を行うために予算措置をしたものです。今まで保管されていた8,000ベクレル以下のダスト固化物は、11月21日に埋め立て完了しました。今現在のダスト固化物は2,530ベクレルになっています。

次に、視察研修についてご報告いたします。

平成24年10月25日、26日と札幌市モエレ処分場跡地(現モエレ沼公園)、札幌市リサイクルプラザ宮の沢を視察研修してきました。

モエレ処分場跡地は、緑化環境グリーンベルト構想の一環で始まり、昭和54年より廃棄物の埋め立てを行い、残土、木くず、ビニール等を埋め立てし、平成2年に埋め立て終了となった。

公園の基盤整備は昭和57年から始まり、埋め立てられた廃棄物は約270万トン、公園の設計は日系アメリカ人の彫刻家、イサム・ノグチ氏、モエレビーチ、海の噴水、ガラスのピラミッド、モエレ山などがあり、その中でもガラスのピラミッドが印象的で、雪冷房システム等、雪、風、太陽を利用した空調システムやエコの面からも素晴らしいものでした。

運営維持費は年間1億8,000万円、うち1億5,000万円を札幌市から受託、残り3,000万円は公園利用料で賄っています。

職員30名、5名は固定雇用、残り25名は冬期の臨時雇用とのこと、嫌われるごみも利用

方法によっては喜ばれる公園になっております。

次に、リサイクルプラザ宮の沢は、ごみ減量と不用品の有効活用、リサイクルの意識普及向上を目指す活動拠点となっている施設です。

ごみ減量と暮らしに役立つ相談コーナーで、生ごみたい肥化相談、ごみ分別相談など、ごみ減量とリサイクルを楽しみながら学び、交流できるコーナーの市民交流広場などがあります。

また、生ごみたい肥化講習など、市内各地区に出張開催しており、積極的にかつ徹底的に活動しているのが伺えました。

以上で報告を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、龍ヶ崎地方衛生組合議員坂本啓次君。

〔龍ヶ崎地方衛生組合議員坂本啓次君登壇〕

龍ヶ崎地方衛生組合議員（坂本啓次君） それでは、龍ヶ崎地方衛生組合の視察に行った件のことに対して報告いたします。

10月11日、12日と2日間にわたり、福岡県糟屋郡志面町にあります構成市町村、宇美町と志免町による宇美志免浄化センターを視察してまいりました。ここは、市街化区域というか、市町村の中にあつて市街地にあつて、一番苦労したというところだけいろいろ説明を受けました。

その点については、やはりにおいでですね。衛生組合というか、し尿なものでおおいに關しては相当な工夫がされて、ほとんどにおいもしていません。現地から30メートルから40メートルぐらいのところに普通の民家があり、よくこれ大丈夫だねと言つたら、工夫とあれでやっているということでありました。

その工夫の一つとしては、バキュームカーがパネルで覆われてにおいを表に出さないという工夫をされて、相当な反対とか何かがあつたらしいですけれども、各市町村というか、これは2町なのですね。利根町は8市町村で構成されているので量も大体10分の1ぐらいの量なのですけれども、利根町みたいに押しつけているという感じではなくて、自分のところは自分で処理しようという心構えがすごくすばらしいなと思ひました。

質疑応答の中で、その点に対して注目を浴びてかなりの質疑がありました。その中で気がついた一つが、地元で処理しないと、よそさまに面倒みてもらうわけにいかないということが基本となつたので、こういう状態でかなりにおいに苦労したと。でも、ほとんど近所の住民からの苦情もなく、音も静かだしということで、ああやればやれるんだなと思ひましたので、これから迷惑施設に関しても各1市町村が独自で責任を持つという方向でいくのもいいのかなと、できないことはないということを感じました。これは、やはり視察に行つてよかつたと思ひます。

皆さん心に思つたことがいっぱいあつて、8市町村で龍ヶ崎市にお任せということが決まり悪そうな顔をしていましたので、その点報告します。よろしくどうぞ。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、茨城県南水道企業団議員若泉昌寿君。

〔茨城県南水道企業団議員若泉昌寿君登壇〕

茨城県南水道企業団議員（若泉昌寿君） それでは、県南水道企業団視察研修の報告をいたします。利根町といたしましては、県南水道企業団初めての視察でございます。それでは、報告します。

県南水道企業団視察研修の報告をいたします。

去る11月19日月曜日、20日火曜日の2日間、福島県の福島市水道局と水道メーカーその他水道で使われる部品を製作している前澤給装工業株式会社福島工場を視察してまいりました。

メンバーは池辺企業長を初め、私も感心しましたのは各副企業長4名全員が参加して視察をしてきたというのは、いまだかつていろいろなところで視察してまいりましたが、副企業長、企業長、それから、副管理者と管理者全員が参加するというのは、私今回が初めてかなと、そのように感心いたしました。これからも副管理者初め、また副企業長、そういう方もぜひとも我々議員と一緒に視察をしていただければいいのかなと、そのような感じを持ちました。そのほか、議員6名の方、さらには4名の事務局の計14名で視察してまいりました。

初日は午後、福島の水道局の方へ訪問いたしまして、富田水道事業管理者外7名の方が、我々に対しまして丁重に出迎えていただき、その後、会議室で3月11日に起きました東日本大震災で大きな被害が出たそうです。これは当然のことですね。福島市内では全域が断水し、被害状況は貯水施設が2カ所、送水施設が22カ所、また配水施設が15カ所、計39カ所の被害が出たそうです。

それで、福島市民の方に一日も早く復旧するというので、昼夜を問わず12日間かけて復旧したそうでございます。まだ本復旧には入っておりません。

また、野田町では、口径600ミリの送水管が漏水いたしまして、そのほか給水管を含め220カ所の被害箇所を確認しているそうでございます。

また被害総額は約10億5,000万円と見込まれて、これから本復旧を始めるということでございます。本復旧にはまだまだ時間がかかるとのことでしたが、一生懸命市民のために本復旧を一日も早くやっていく、そういうお話でございました。

また、翌日20日は、先ほど言いましたように、前澤給装工業株式会社を視察しました。

この工場は、福島県の本宮市の工業団地、これは高台にありまして、さらに地盤がよいところなので震災のときは工場への被害はなかったそうでございます。

この工場では、水道で使われる各部品がほとんどつくられておりまして、何と全国のシェアで40%と大変有望な会社でございます。

3・11の起きた後は、以前よりも当然これは忙しくなったそうでございますが、しかしながら安心して安全で使えるような製品を、心を込めて、職員一人一人が引き締めて生産し

ているそうでございます。

東北地方の本復旧はまだこれからということでございますが、ますます会社の方もその部品づくりに忙しくなるということでございますが、社員一同頑張っていくということでございます。

私思いましたのは、今回の視察で被害に遭った東北はもちろん、千葉県、茨城県、我が利根町もその中に入りますが、二度とあのような被害は起きないように祈る気持ちで視察をまいりました。

以上で報告を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 組合・企業団議員からの報告が終わりました。

続いて、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） 平成24年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

12月4日から本日までの7日間にわたり行われました今期定例会も、ここに全日程を終了し、閉会を迎えることになりました。議員の皆様方には、慎重なるご審議をいただきました結果、ご提案申し上げました案件すべてにつきまして、原案のとおり可決並びに承認をいただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

また、本定例会の期間中ではありますが、5日から7日までの一般質問、また議案審査の過程で議員の皆様からいただきましたご意見やご提言につきましては、大変貴重なものと受けとめ、今後の町政運営の参考とさせていただきたいと考えております。

現在町が抱える課題は山積しておりますが、一般質問でも触れましたとおり、安全面では放射線対策などさまざまな社会基盤の整備、特に災害に強いまちづくりを、また安心面では県下一の子育て環境のよいまちづくりや健康長寿への取り組みを、また、安定面では自主財源の確保と行財政改革の推進などに取り組んでいく所存でございます。

利根町を取り巻く社会経済情勢や雇用情勢は依然として厳しい状況でございます。今後も引き続き国や県、そして関係自治体から積極的に情報を入手しながら、限られた予算の範囲内ではありますが、住民の皆様方の目線に立ったきめ細やかな行政サービスができるよう鋭意努力してまいりたいと考えております。

今後も引き続き議員の皆様方にはご理解とご協力を承りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

新年の皆様にとりましてすばらしい、よりよき年となりますよう、心よりご祈念をいたしまして、今定例会閉会に当たりましての私からのあいさつとさせていただきます。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでした。

議長（五十嵐辰雄君） 発言が終わりました。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で、本定例会の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして、平成24年第4回利根町議会定例会を閉会します。

なお、平成25年第1回定例会は、平成25年3月5日火曜日の開会を予定しております。

お疲れさまでした。

午前11時46分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 五十嵐 辰 雄

署 名 議 員 新 井 邦 弘

署 名 議 員 花 嶋 美 清 雄